

国際学部 中国ビジネスプログラムに関する内規（令和2年度以降入学者適用）

令和2年4月1日制定

令和3年4月1日最近制定

（目的）

第1条 この内規は、国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第3条に定める中国ビジネスプログラムに関する事項について定めることを目的とする。

（中国ビジネスプログラム参加者の選抜方法）

第2条 中国ビジネスプログラムに参加する学生は、原則として国際学部所属の学生とし、中国ビジネスプログラム参加者の選抜は毎年4月に実施する。ただし、途中参加を希望する者がいる場合は適宜に行うことがある。

2 中国ビジネスプログラムへ学生が参加する年次と条件は、所属する学科と第一言語の種類によって、下記の通りに定められる。

学科	グローバルビジネス学科		国際学科	
第一言語	中国語以外の言語	中国語	中国語以外の言語	中国語
参加年次	1年次	2年次	2年次	3年次
参加条件	特になし。	特になし。	「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」「中国語特別演習A」を履修済みであること。	特になし。

3 前項に定める参加年次の4月において、参加者の選抜が実施される。選抜は中国ビジネスプログラム担当教員による面接試験により行う。

4 参加者の決定は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

（中国ビジネスプログラムの履修科目及び履修方法）

第3条 中国ビジネスプログラムに参加する学生は、自身が所属する学科の必修科目・履修必修科目・選択必修科目のほか、原則として指定された科目を以下のとおり履修しなければならない。中国ビジネスプログラムに参加する学生の外国語科目は、必修の英語科目を除いて原則中国語を履修するものとする。

【グローバルビジネス学科 中国語を第一言語としない学生の場合】

年次・学期	科目名（単位数）
1年次 1学期	中国語Ⅰ（2）、経済学入門（中国語）（2）
1年次 2学期	中国語Ⅱ（2）、
2年次 1学期	中国語Ⅲ（2）、中国専門書講読A（2）現代中国入門A（2）
2年次 2学期	中国語Ⅳ（2）、中国専門書講読B（2）現代中国入門B（2） ※留学に行く場合は留学先での履修科目
3・4年次 1学期	中国経済論（2）、時事中国語A（2）、現代中国研究A（2）、 東アジア圏研究A（2）、中国語上級演習ⅠA（1）、海外語学研修（中国語）A（2） ※3年次1学期に留学に行く場合は留学先での履修科目
3・4年次 2学期	中国社会論（2）、時事中国語B（2）、現代中国研究B（2）、 東アジア圏研究B（2）、中国語上級演習ⅠB（1）、海外語学研修（中国語）B（2）

※原則各学期上記から2科目4単位以上、計20単位以上を履修

【グローバルビジネス学科 中国語を第一言語とする者の場合】

年次・学期	科目名 (単位数)
2年次 1学期	中国専門書購読 A (2)、現代中国研究 A (2)
2年次 2学期	中国専門書購読 B (2)、現代中国研究 B (2)
3・4年次 1学期	中国経済論 (2)、時事中国語 A (2)、東アジア圏研究 A (2)
3・4年次 2学期	中国社会論 (2)、時事中国語 B (2)、東アジア圏研究 B (2)

※上記すべて履修

【国際学科 中国語を第一言語としない学生の場合】

年次・学期	科目名 (単位数)
1年次 1学期	中国語 I (2)
1年次 2学期	中国語 II (2)、中国語特別演習 A (1)
2年次 1学期	中国語 III (2)、中国語特別演習 B (1)、経済学入門 (中国語) (2)
2年次 2学期	中国語 IV (2)、中国専門書購読 B (2)
3・4年次 1学期	中国専門書購読 A (2)、中国経済論 (2)、現代中国研究 A (2)、 中国語上級演習 I A (1) ※上記から 2 科目 4 単位以上、3 年次 1 学期に留学に行く場合は留学先での履修科目
3・4年次 2学期	中国社会論 (2)、現代中国研究 B (2)、Japan Studies (日中) (1)、 中国語上級演習 I B (1)

※原則各学期上記から 2 科目 4 単位以上、計 20 単位以上履修

【国際学科 中国語を第一言語とする者の場合】

年次・学期	科目名 (単位数)
3・4年次 1学期	経済学入門 (中国語) (2)、中国経済論 (2)、時事中国語 A (2)、 現代中国研究 A (2)、東アジア圏研究 A (2)
3・4年次 2学期	中国社会論 (2)、中国専門書購読 B (2)、時事中国語 B (2)、 現代中国研究 B (2)、東アジア圏研究 B (2)

※上記すべて履修

2 中国語を第一言語としないグローバルビジネス学科の学生の場合、卒業論文は、中国語で執筆することを推奨する。その場合、ゼミナール担当教員が学生を論文作成指導することを原則し、下記第5条に示す中国ビジネスプログラムコーディネータが指導の支援をする。

(海外留学提携校への留学)

第4条 中国ビジネスプログラムに参加する学生で、中国語を第一言語としない学生は、原則として、中国もしくは台湾にある本学の海外留学提携校へ留学する。中国語を第1言語とする者は、ダブルディグリー・プログラムへの参加が推奨される。

2 前項の留学に要する費用等は、参加学生が負担するものとする。

(中国ビジネスプログラムコーディネータ)

第5条 中国ビジネスプログラムに参加する学生は、中国ビジネスプログラム全体の運営、カリキュラム編成等の責任者として置かれる中国ビジネスプログラムコーディネータ（以下「コーディネータ」という。）の指導を受けるものとする。

(継続及び離脱)

第6条 中国ビジネスプログラムに参加する学生は、毎年度初めに「中国ビジネスプログラム継続願」を提出し、参加継続の意思を表明しなければならない。

2 中国ビジネスプログラムに参加する学生が以下の事由のいずれかに該当する場合は、中国ビジネスプログラムから離脱させられることがある。

- (1) 学生が離脱を希望し、コーディネータが許可した場合。
- (2) 学習意欲がないとコーディネータが判断した場合や、著しく成績が悪い場合。
- (3) 前項の継続手続きを怠った場合。
- (4) 前各号の他、コーディネータが止むを得ないと判断した場合。

3 離脱させる時は、コーディネータが当該学生と面談をして事情確認を行い、面談記録を作成し、教務・教育企画室がこれを保管するものとする。

4 中国ビジネスプログラムから離脱した場合でも、中国ビジネスプログラムにおける既修得単位は卒業要件単位として有効なものとする。

(事務の所管)

第7条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、令和3年4月1日から施行する。